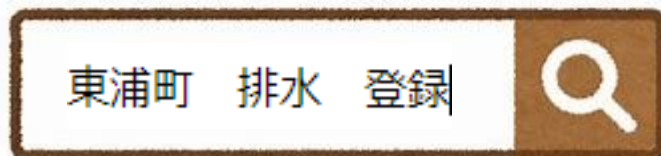


東浦町排水設備指定工事店のみなさまへ

**令和 5 年 4 月 1 日から  
排水設備指定工事店の指定には、  
毎 5 年以内に指定の継続の申請が  
必要になりました。**

**指定工事店に係る各種手続きの様式も  
変わりましたのでご確認ください。**



東浦町排水設備指定工事店規程が令和 5 年 4 月 1 日に改正され、排水設備指定工事店の指定には、毎 5 年以内に指定の継続の申請が必要になりました。

今後は、この継続申請によって、工事店さまが指定要件を満たしていることを定期的に確認させていただきます。時期が来ましたら、前もって指定店さまごとに手続きのご案内をします。

(事業所の名称や所在地等に変更がある場合には、速やかに届け出て下さい。)

(この申請がされないときは、指定の継続ができない場合があります。)

(郵便の不着や継続申請が無い場合は、再度のご案内は致しません。)

(当町の排水設備指定工事店の継続申請には、手数料はかかりません。)

(裏面) 令和 5 年 3 月 31 日までに指定を受けている工事店さま

## 令和5年3月31日までに指定を受けている工事店さま

初回の継続申請の期日は、次表 又は のとおりとします。

(2回目以降は、5年ごとに継続申請をしていただきます。)

時期が来ましたら、前もって指定店さまごとに手続きのご案内をします。

### 指定給水装置工事事業者として本町指定がある場合

(指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店の両方の指定を受けている工事店さまは、指定給水装置工事事業者の指定の更新手続きをする際に排水設備指定工事店の手続も同時にさせていただきます。)

指定給水装置工事事業者の 指定(更新)を受けた日	排水設備指定工事店の 初回継続申請の期日
~平成25年3月31日以前	令和5年9月30日まで
~令和元年9月30日以前	令和6年9月30日まで
令和元年10月1日~令和2年9月29日 (この間の新規指定のみ)	令和6年9月30日まで
~令和2年9月29日	令和7年9月30日まで
~令和3年9月29日	令和8年9月30日まで
~令和4年9月29日	令和9年9月30日まで
~令和5年9月29日 (この間の新規指定のみ)	令和9年9月30日まで

### 指定給水装置工事事業者として本町の指定を受けていない場合

排水設備指定工事店の 指定を受けた日	排水設備指定工事店の 初回継続申請の期日
~平成11年3月31日以前	令和5年9月30日まで
~平成15年3月31日以前	令和6年9月30日まで
~平成20年3月31日以前	令和7年9月30日まで
~平成25年3月31日以前	令和8年9月30日まで
~令和5年9月30日以前	令和9年9月30日まで

【お問い合わせ】

東浦町建設部上下水道課 下水道工務係

〒470-2192 知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

電話 (0562) 83-3111 (代) (内線 134) FAX (0562) 84-6421

Mail suido@town.aichi-higashiura.lg.jp